

# 支援者で傍聴席は満席に

6/10

自衛隊名簿提供違憲訴訟 (RYU裁判)

## 第5回口頭弁論と報告集会

奈良市の18歳(提訴時)の高校生・RYUが本人の同意なく自衛隊に個人名簿が提供されたとして、市と国を訴えている「自衛隊名簿提供違憲訴訟」の第5回口頭弁論が6月10日、奈良地裁101号法廷で行われました。

67席の傍聴席は第4回口頭弁論に続いて支援者で満席となり、原告弁護団の鋭い口頭弁論が被告弁護側を圧倒しました。

### 原告弁護団の鋭い主張

原告側弁護団は北海道・愛知・京都・大阪・兵庫などから集結し、被告の行為は憲法9条、13条、92条に触れる

違憲・違法だと次々に論旨鋭く主張し、一時間ほどの弁論となりました。

佐藤博文弁護士(北海道)

は住民基本台帳が国ではなく地方自治体が管理するのは、戦争の反省から「日本国憲法により、全体主義・軍国主義を否定し、個人の尊厳、個人主義を最高の価値とされ、その制度的な保障」からだとして強調。

また、22歳の個人情報も「自衛官募集のため」として地方自治体から自衛隊に提供されているが、自衛隊から22歳の該当者に勧誘ハガキ

が届いたという話はなく、これは目的外使用となっていないのではないかと指摘しました。そして、地方自治体による国言いなりの自衛隊名簿提供が今日の日本の戦争遂行体制づくりに直結していることを述べ、佐藤博文弁護士は与謝野晶子の「君死にたもふ事なかれ」を引用して原告弁護団の陳述を格調高く結びました。

### 会場いっぱい報告集会

弁論終了後、奈良弁護士会館で報告集會が開かれ、オンラインでの参加も含めて80人が参加しました。

名古屋の中谷雄二弁護士が大垣警察市民監視事件についてのミニ講演を行い、市民運動が警察によって監視されている実態を告発しました。

弁護団のそれぞれの弁護士からの発言があり、「本件は徴兵制に向けての地慣らしだ」との指摘もありました。

「明るい会」の中村あつ子市長候補が特別発言を行い、

## 1万筆の署名突破を

- 報告集会の「行動提起」の柱は、“学習”と“署名”。各署名は万単位の署名を集める決意と構えが訴えられました。当面は、次の裁判期日(第6回口頭弁論:9月22日)を念頭に、秋までに各署名1万筆突破を目標に。
- 国民救援会京都府本部から奈良地裁宛が855筆、国宛が749筆届いています! 2つの署名の取り組みの断トツトップです。

の到達

奈良地裁宛  
3567 筆

国宛  
2220 筆

(7月19日現在)

「自治体職員は二度と『赤紙』を配るべきではない。市政を変えよう」と訴えました。

「自衛隊名簿提供違憲訴訟(RYU裁判)」を

支援する会ニュース

2025年7月22日 第9号

《発行》「自衛隊名簿提供違憲訴訟 (RYU裁判)」を支援する会

【事務局】〒639-1104 大和郡山市井戸野町 9-6

☎0743(20)7183 FAX:0743(20)7184

E-mail:narakenheiwaiinkai@iris.eonet.ne.jp



## 第5回口頭弁論と 報告集会の 感想文から

- 今回、初めて裁判の傍聴をしました。国が権力を悪用して軍拡に突き進んでいる中、これに反対する人々が多くいることをうれしく思いました。このような違憲状態を放置していること、裁判官が国や企業のいいなりになっていること、地方自治体を使って徴兵制を画策していることがわかりました。闘い続ける弁護団を応援していきたいです。
- 佐藤博文先生の弁論は、気迫がこもって良かったです。中谷先生のミニ講演で大垣事件と白龍町事件のお話を聞いて、公安警察が特高といっしょのやり方でやっていることに怒りを覚えました。
- 公安のやり方が、戦前・戦中の特高と同じということにとっても驚きました。
- 日本国憲法が、なぜ9条、13条、92条を掲げたのかを、今日は改めてスッキリと理論的に整理していただきました。ありがとうございます。
- 中谷弁護士のお話よかったです。RYU裁判が人権を守る大切な裁判であることがよくわかりました。報告集会は、本当に勉強になります。
- いつもは後の報告集会を聞かないとわかりにくいこともありましたが、今日は弁論の中でよくわかりました。この裁判が、憲法を守り、若者の命、市民の人権を守るたたかいであると感動しました。今、日本の進路について心配事が山のようにありますが、この弁論と報告集会に出ると希望を覚えます。弁護士の方々の努力に敬意を表します。
- 口頭弁論での佐藤博文弁護士のお話、報告集会での中谷弁護士と中村あつ子さんのお話、たいへん胸に響きました。
- 実際の事例をわかりやすく噛みくだいてお話し頂いたので、とても勉強になりました。参加して良かったと思います。自分にも今年19歳になった弟がいるので、とても身近な問題に感じています。

- 裁判の傍聴に出るたびに、この裁判の重大な意義がわかります。この裁判のことを少しでも広めていきたいです。
- 子を思う親の気持ちはだれもが持つあたり前の気持ちであり、命を大切にしたい。「賭命義務」のある自衛隊への名簿提供は許されない。戦争する国づくりの地慣らしに今回の問題に関心を持ち続けることが大切だと思いました。
- 名古屋白龍町事件についての名古屋高裁判決は画期的です。裁判長が憲法に基づいて判断したからでしょう。RYU裁判の奈良地裁の判決においても、同様のすばらしいものを出して欲しい。中谷雄二弁護士のお話にとっても勇気づけられ、元気が出ました。

## 原告(RYU)への 激励の言葉

- ◆子どもたちのため、私たちのために立ち上がって下さったこと、勇気ある行動に感謝致します。みんなで支えて、応援していきたいです。
- ◆原告として声を上げられた勇気に敬意を表します。自分もできることで支援したいと思います。
- ◆今日は30代の若手を誘って来ました。これからも若手の友人や知人を誘って報告集会に参加します。
- ◆戦争する国づくりの状況を変えるためにがんばりたいと思います。
- ◆問題に気がついて裁判をしてくれたことに感謝しています。
- ◆共に闘います!
- ◆自分にも今年19歳になった弟がいるので、とても身近な問題に感じています。がんばってください。声を上げてくれたことに感謝しています。
- ◆RYUさんも、わが息子も、教え子もすべての人を戦場に送らないために私もがんばります。
- ◆大阪でもこれまで以上の支援を取り組みます。勇気ある行動、ありがとうございます。
- ◆この裁判は、こと若い人に社会問題に関心を持つことの意義を訴える「きっかけ」となる、とても大切な裁判だと思います。私もがんばります!
- ◆RYUさんにもこの公判の経過報告がされていると思いますが、RYUさんにもいい勉強になります。出来たら弁護士の方々の話を直接聞いてほしいです。